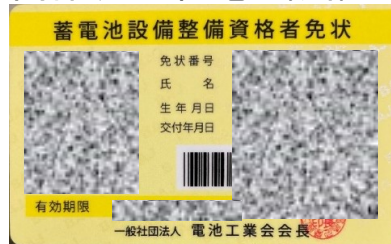




非常用発電機など、産業用蓄電池設備等の  
取替作業に関する「蓄電池設備整備資格者」とは



近年、産業経済の高度な発展や社会・生活環境の複雑化に伴い、大規模・高層の防火対象物及び地下街等が拡大し、消防用設備等の設置基準が強化されています。

これら消防用設備等に附置される非常電源として、蓄電池設備は非常に重要なものとして位置付けられており、火災、その他の災害等で常用電源の供給が停止した場合は確実に機能しなければなりません。

そのためには常日頃から適正な維持管理が不可欠です。

消防用設備等に用いる蓄電池設備を維持管理するためには、専門的な知識と技能を必要といたしますが、電池工業会で実施する「蓄電池設備整備資格者」講習を受講し、資格者はこの必要とする能力を満たすものであります。

一方、消防用設備以外に用いる非常用電源の維持管理については、火災予防条例準則の一部改正が平成3年9月30日消防予第198号により通知されました。

この改正により従来「熟練者」に行わせるべきこととしていました蓄電池設備の点検及び整備を「必要な知識及び技能を有する者」として蓄電池設備整備資格者が指定され、各市町村では公報等によりこの旨が告示されました。

この告示により蓄電池設備整備資格者の位置付けが確かなものとなり、その役割は一層重要なものとなりました。

消防法に基づく技術的基準として出されている総務省消防庁次長通知「火災予防条例(例)」を元に、市町村(特別区の区域は都)が制定する「火災予防条例」において、蓄電池設備の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者に行わせるとするとともに、同条例施行規則にて蓄電池設備整備資格者のみをこれに指定しており、民間資格でありながら事実上の業務独占資格となっている。